

報告第 18 号

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和6年11月14日付けで専決処分したので報告する。

令和6年12月 5日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

著作権侵害による損害賠償の額の決定

理 由

令和6年10月25日に発生した著作権侵害による損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成１３年条例第７号）の規定に基づく事項について、次のとおり専決処分する。

令和６年１１月１４日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、著作権侵害による損害賠償の額を次のとおり決定する。

１ 損害賠償の額

８８，０００円

２ 事件の概要

令和６年１０月２５日付けで、市内の小学校に著作権侵害による損害賠償請求があった。著作権侵害の内容は、令和５年７月の学校便りに著作物であるイラストを著作権者の使用許諾なし（無許可）で使用したことによるものであり、本件の学校便りは、印刷物以外に学校のホームページにも掲載していた。

協議の結果、本件の解決金を支払うことで、著作権者の代理人弁護士と合意した。

３ 損害賠償の支払いについて

本市予算で相手方に全額支払う。